

(仮称) 葛尾風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和元年 8 月

葛尾風力株式会社

目次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間.....	4
(2) 意見書の提出方法.....	4
(3) 意見書の提出状況.....	4
第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解.....	5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1年間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和元年6月14日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和元年6月14日（金）付 福島民友新聞社、福島民報社の全県版

※平成30年7月11日（木）～7月12日（金）に開催する説明会についての公告を含む。

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・ 広報かつらお7月号（令和元年7月1日（月）発行）（別紙2-1参照）
- ・ 広報なみえ7月号（平成30年7月1日（月）発行）（別紙2-2参照）

③ インターネットによる公表

令和元年6月14日（金）から、下記のホームページに公表した。

- ・ 福島県のホームページ（別紙3-1参照）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-24.html>

- ・ 葛尾風力株式会社のホームページ（別紙3-2-1～3-2-2参照）

<http://jwe.co.jp/katsurao>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計4箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧（西庁舎8階）

- ・福島県庁生活環境部環境共生課
福島県福島市杉妻町 2-16
- ・葛尾村役場
福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合 16
- ・浪江町役場産業振興課
福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2
- ・恵下越集会所
福島県田村郡三春町恵下越

②インターネットの利用による縦覧

- ・葛尾風力株式会社のホームページ
<http://jwe.co.jp/katsurao>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和元年6月14日（金）から令和元年7月16日（火）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：午前8時30分～午後5時15分

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

関係自治体庁舎での縦覧場所における縦覧者数は3件であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙 1、別紙 2、別紙 3 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

①浪江町役場 2階中会議室

(福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2)

日時：令和元年 7 月 11 日 (木) 14 時～15 時

来場者数：1 名

②葛尾村役場 2階視聴覚室

(福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合 16)

日時：令和元年 7 月 12 日 (金) 14 時～15 時

来場者数：1 名

※縦覧期間前であるが、葛尾村の避難住民を対象とした説明会も以下のとおり実施した。

③恵下越集会所

(福島県田村郡三春町恵下越)

日時：令和元年 6 月 9 日 (日) 14 時～15 時

来場者数：25 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する個人または団体等の意見の提出を受け付けた。(意見記入用紙は別紙 4 参照)

(1) 意見書の提出期間

令和元年 6 月 14 日 (金) から令和元年 7 月 30 日 (火) まで
(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②葛尾風力株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 2 通、意見総数は、13 件であった。

第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づく環境影響評価準備書について受け付けた意見書は、2通、意見は13件であった。準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(1)

神奈川県川崎市在住 A氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>■1. 本事業者（葛尾風力株式会社）及び委託先である「日本気象協会」が、「風速とコウモリの活動量の相関」を科学的に調査し、コウモリ類の保全措置として、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）を高く設定したことは評価される。しかし、肝心の保全措置（風速）の閾値が主観的であり「適切」とは言い難い。よって、以下の指摘を踏まえ、「コウモリ類の保全措置」を再検討して頂きたい。</p>	<p>評価いただき誠にありがとうございます。今後もコウモリ類への影響が低減できるよう努めて参ります。</p>
2	<p>■2. 本事業で採用する風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）以下であってもブレードは回転するのか？</p>	<p>風車を強制的に停止状態にしていない状況下では、微風であっても回転(遊転)いたします。ただし、No.4 でご質問いただいたように、微風時にも極力回転しないよう措置を講じてまいる予定です。</p>
3	<p>■3. 本事業で採用する風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？</p>	<p>実行可能です。</p>
4	<p>■4. 仮に、「カットイン風速以下の弱風時」において、「ブレードが（発電せずに）回転する」場合、「カットイン風速(3.5m/s)以下」であってもバットストライクが発生する危険性がある。よって、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実施すること。</p>	<p>コウモリ類への影響低減をはかるため、微風時にも極力回転しないような措置を講じる予定です。</p>
5	<p>■5. コウモリ類の保全措置として、「カットイン風速(3.5m/s)以下」のフェザリングだけでは足りない。なぜなら事業者の調査結果(P548)によると、「半数近くのコウモリ」は風速3.5m/s以上でも活動しているからだ。よって、コウモリの保全措置として、『気温10度以上かつ、降雨量0mlの夜間』、AN1付近は4m/s以下、AN2付近及び未調査のエリアは7m/s以下でフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を行うこと。</p>	<p>今回、衝突リスクの低減策として、カットイン風速を3.5m/sに設定しました。尾根部で得られたデータを参照すると、7割以上の通過に対して衝突リスクの低減効果があると考えます。ただ、実際のところ、どの程度効果があるのかは実証例がなく不明点も多いと考えております。設置後、事後調査を適切に実施し、影響の程度を把握してまいります。</p>
6	<p>■6. 「3.5m/s」とした科学的根拠を述べよ 事業者は、コウモリ類の保全措置として「カットイン風速を3.5m/sに設定する」という。 つまり、本事業においてコウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「3.5m/s」ということだが、事業者が閾値を「3.5m/s」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎない。 コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。</p>	

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(1)

神奈川県川崎市在住 A氏

No.	意見の概要	事業者の見解
7	<p>■7. 「3.5m/s」とした科学的根拠を述べよ2 事業者は、コウモリ類の保全措置としてカットイン風速を3.5m/sに設定するという。 だが、本準備書の解析結果によると、対象事業実施区域のコウモリ類は「3.5m/sよりも速い風速」で活動している(AN1付近は4m/s以下、AN2付近は7m/s以下)。 仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「保全措置の閾値」を決めるべきではないのか。</p>	<p>有識者の助言や、風力発電機を設置する尾根部での観測結果(地点AN1)などを踏まえ、カットイン風速を3.5m/sとして設定しました。実際のところ、どの程度効果があるのかは実証例がなく不明点も多いと考えております。設置後、事後調査を適切に実施し、影響の程度を把握してまいります。</p>
8	<p>■8. コウモリ類の事後調査について コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることで、コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必須である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候も記録すること。</p>	<p>事後調査としては、準備書に記載したとおり、死骸調査を実施いたします。その結果や有識者の助言を踏まえ、さらなる調査等が必要となれば、ご指摘にある調査も含め、実施を検討し、影響低減に資するよう取り組んでまいります。</p>
9	<p>■9. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリ類の死骸は小さいため、カラスや中型哺乳類などにより持ち去られて短時間で消失してしまう。コウモリについては最低でも月4回以上の死骸探索を行うべきだ。月2回程度の頻度では、コウモリの事後調査として不適切である。</p>	<p>死骸調査の実施頻度について、コウモリ類が活発に活動する時期に関しては月4回程度の実施を検討します。</p>
10	<p>■10. コウモリ類の死骸探索調査について2 前述の意見について事業者は「生物調査員による事後調査は月に2回とし、あと2回は定期点検のついでにおこなう」と回答するかもしれないが、定期点検をする者と生物調査員とではコウモリ類の死骸発見率が全く異なることが予想される。「コウモリ類の死骸消失率」、「定期点検者と生物調査員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」を調べた上で、「適切な調査頻度を客観的に示す」こと。</p>	<p>定期点検時にも確認作業を行うことで確認頻度を高められるようにいたします。死骸調査は基本的には調査員が実施する想定で考えております。</p>
11	<p>■11. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル(生物調査員)が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定1級(哺乳・爬虫・両生類専門分野)等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。</p>	<p>死骸調査については実績のある調査員が実施する想定で考えております。</p>
12	<p>■12. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>意見の内容は要約せず、全文公開いたします。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(2)

福島県福島市在住 B氏

No.	意見の概要	事業者の見解
13	<p>福島第一原子力発電所事故による「帰還困難区域」内に計画された本事業地は、高濃度の放射能汚染地帯であることが、放射性物質の飛散、拡散が最大の課題であります。現地調査より得られた線量率(5.15μSV/h～8.89μSV/h)から推測する土壌中の放射性物質濃度(Cs134+Cs137)も15,000Bq/kg～27,000Bq/kgと極めて高い汚染レベルであり、季節性を考慮した予測と具体的な対策が不可欠であります。準備書における予測や対策は総花的であり、且つ、採用した気象データや想定数値(風速・雨量)は過小と言わざるを得ません。加えて、このような高線量地域での作業においては、「電離放射線障害防止規則」により、作業員の被曝線量が規定されていることから、作業日数や作業時間に制約を受けることとなりますが、通行車両等の想定台数に反映されていることを示す根拠やデータがありません。さらに、これらの大型車両(重量物輸送)による、道路の損傷も懸念されます。今後、評価書策定に当たっては、現実的な予測と検証に基づく実行性のある対策を示すよう求めます。</p> <p>また、各種専門家の意見については、事業に対し、概ね肯定的な内容となっておりますが、恣意的選出になっていないか等の客観性を担保する必要があるのではないのでしょうか。調査データや写真等の基礎的な資料は提供いただくべきではないのでしょうか。</p> <p>最後に風車予定箇所には国有保安林が含まれております。国有保安林は災害の防止や水源涵養を最優先すべき林地であり、近年頻発するスーパー台風等の豪雨災害防止の観点からも保全することを強く求めます。</p>	<p>放射線関連の調査、予測及び評価については、「環境影響評価技術ガイド(放射性物質)」（環境省、平成27年）に記載の手法に基づいて、実施しております。ご指摘のとおり、本計画における放射性物質の飛散、拡散については、特に留意すべき事項との認識ですので、空間線量、放射性物質濃度を現状より上昇させないという観点で、関係機関と十分に協議しながら、適切に環境保全措置を実施いたします。また、ご指摘のとおり「電離放射線障害防止規則」により、作業員の被曝線量が規定されていることから、作業員の線量を測定・記録し、被ばく線量の管理をしっかりと行うとともに、詳細な設計による予測を実施いたします。</p> <p>ヒアリングを実施させていただいた専門家の方々は、当該地における各分野を代表する専門家であり、恣意的な選出はしていません。</p> <p>変更を想定している国有保安林は水源涵養保安林ですが、水源涵養機能を損なわないよう、関係機関と十分に協議をしながら、変更は最小限となるよう努めます。</p>

○日刊新聞紙における公告

福島民友新聞社、福島民報社（令和元年 6 月 14 日（金））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)葛尾風力発電事業 環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 葛尾風力株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 三保谷 明
主たる事務所の所在地 東京都港区赤坂二丁目九番三号

二、対象事業の名称 (仮称)葛尾風力発電事業
種類 風力(陸上)
規模 最大一万五千キロワット
(風力発電機の基数 五基)

三、対象事業実施区域 福島県双葉郡浪江町、
葛尾村の行政界付近の稜線上

四、関係地域の範囲 福島県双葉郡浪江町、葛尾村
福島県庁西庁舎八階生活環境部環境共生課、
浪江町役場産業振興課、葛尾村役場、
恵下越集会所

期間 令和元年六月十四日(金)から
令和元年七月十六日(火)まで

時間 土・日・祝日を除く開庁日の午前八時三十分
から午後五時十五分まで

電子縦覧 <http://jwe.co.jp/katsurao>

期間及び時間 令和元年六月十四日(金)午前零時から
令和元年七月十六日(火)二十四時まで

六、意見書の提出 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方
方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入の
うえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くだ
さるか、令和元年七月三十日(火)までに左記の問い合わせ先
へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間

一、開催日 令和元年七月十一日(木)浪江町役場 二階中会議室
(浪江町大字幾世橋字六反田七番地の二)十四時から

二、開催日 令和元年七月十二日(金)葛尾村役場 視聴覚室
(葛尾村大字落合字落合十八)十四時から

八、問い合わせ先 葛尾風力株式会社 〒107-0051
東京都港区赤坂二丁目九番三号 電話03-6441-3648
午前十時から午後四時半まで(担当 北田)

○地方公共団体の広報誌によるお知らせ

広報かつらお 2019年7月号（令和元年7月1日（月）発行）

お知らせ

総務課

環境影響評価法に基づき、**葛尾風力発電事業の環境影響評価書（案）**の作成及び説明会の開催について

葛尾風力株式会社は葛尾村において計画している風力発電事業に係る環境影響評価準備書を以下のとおり縦覧し、ご意見を受け付けております。また、本準備書の内容に関する説明会も実施いたします。

○縦覧書類

（仮称）葛尾風力発電事業
環境影響評価準備書

○縦覧場所

葛尾村役場、恵下越集会所

○縦覧期間

令和元年6月14日（金）
～7月16日（火）

○意見書

縦覧場所に備え付けの意見書に氏名住所及び意見をご記入のうえ、意見書箱にご投函ください。

○葛尾村内での住民説明会の開催日時及び場所

令和元年7月12日（金）14時～

葛尾村民会館 視聴覚室

●葛尾風力株式会社 担当 北田

☎031644113648

葛尾村担当課 復興推進室

広報なみえ 2019年7月号（令和元年7月1日（月）発行）

環境影響評価準備書の 縦覧および説明会 の開催について

葛尾風力株式会社（以下「葛尾風力」）が葛尾村において計画している風力発電事業に係る環境影響評価準備書を隣接自治体である浪江町においても次のとおり縦覧し、意見を受け付けています。また、内容に関する説明会も実施します。

▽縦覧書類

（仮称）葛尾風力発電事業
環境影響評価準備書

▽浪江町内の縦覧場所

浪江町役場本庁舎3階
産業控室

▽縦覧期間

令和元年6月14日（金）
～7月16日（火）

▽意見書

縦覧場所に備え付けの意見書に氏名、住所および意見を記入のうえ、意見書箱に投函してください。

▽住民説明会の開催日時および場所

令和元年7月11日（木）14時～
浪江町役場本庁舎2階
中会議室

葛尾風力株式会社

担当 北田

☎03(6441)3648

○インターネットによる「お知らせ」

福島県のホームページ

福島県 Fukushima Prefecture

ふくしまからはじめよう。 はじめての方へ

Foreign language(English,簡体字,繁體字,한국어) 文字の大きさ 拡大 標準 色を変える 白 黒

サイトマップ

Google Custom Search 検索

組織でさがす カレンダーでさがす

暮らし・環境 震災・復興 防災・安全 子育て・医療・福祉 観光・文化・教育 しごと・産業 県政情報

現在地 ホーム > 分類でさがす > 暮らし・環境 > 自然・環境 > 環境保全対策 > 環境影響評価実施案件 > (仮称)葛尾風力発電事業

環境影響評価実施案件

(仮称)葛尾風力発電事業

ツイート いいね! 印刷用ページを表示する 掲載日:2019年6月14日更新

〈更新情報〉

令和元年6月14日、環境影響評価準備書の公告・縦覧が開始されました。

事業の名称	(仮称)葛尾風力発電事業	
事業者	葛尾風力株式会社	
事業の種類	風力発電所設置事業	
事業の実施区域	双葉郡浪江町と葛尾村の行政区付近の稜線上	
事業の規模	出力	最大15,000kW(定格出力3, 400kWの風力発電機を5基設置)
関係地域(※)	双葉郡浪江町及び葛尾村	
配慮書	※ (仮称)福島阿武隈風力発電構想を引継	
方法書	公告日	平成29年6月1日
	縦覧期間	平成29年6月1日～平成29年6月30日
	意見書提出期間	平成29年6月1日～平成29年7月14日
	縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課、浪江町役場産業振興課、葛尾村役場、葛尾村役場三春出張所
	説明会の開催	1 平成29年6月23日 午後6時30分から 葛尾村役場(葛尾村大字落合字落合16) 2 平成29年6月28日 午後2時から 浪江町役場(浪江町大字幾世橋字六反田7番地の2)
	意見数	3通
	福島県環境影響評価審査会	開催日
知事意見	通知日	平成29年10月26日 本文 [PDFファイル/268KB]
準備書	公告日	令和元年6月14日
	縦覧期間	令和元年6月14日～令和元年7月16日
	意見書提出期間	令和元年6月14日～令和元年7月30日
	説明会の開催	日時
	場所	(1)浪江町役場 2階中会議室(浪江町大字幾世橋字六反田7番地の2) (2)葛尾村役場 視聴覚室(葛尾村大字落合字落合16)

○環境影響評価準備書の電子縦覧 葛尾風力株式会社のホームページ (1/2)

葛尾村の復興に向けて頑張ろう！

葛尾風力株式会社

会社情報 | 事業計画 | トップメッセージ | お問い合わせ

Information

HOME > Information > (仮称)葛尾風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について

(仮称) 葛尾風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について

投稿日：2019年5月14日 | 最終更新日時：2019年6月13日

(仮称)葛尾風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について

2019年6月14日

葛尾風力株式会社

年別アーカイブ

2019年

2017年

お問い合わせはこちら
お気軽にご相談・お問い合わせ下さい。

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称)葛尾風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)を令和元年6月19日付で経済産業大臣に届け出るとともに、福島県知事、浪江町長及び葛尾村長に送付しました。

準備書について、下記の要領にて縦覧し、説明会を開催いたします。

1. 準備書の縦覧

(1) 縦覧場所

福島県庁：西庁舎6階生活環境部環境共生課
浪江町役場：本庁舎産業振興課カウンター
葛尾村役場：本庁舎、恵下越集会所

(2) 縦覧期間

令和元年6月14(金)～令和元年7月16日(火)

(3) 縦覧時間

いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

2. 準備書の電子縦覧

準備書及び要約書は令和元年7月16日(火)まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※準備書及び要約書は、Internet Explorer及びAdobe Acrobat製品(正規品)でのweb上で閲覧可能となっておりますので、ご注意ください。

【電子縦覧】

・ 準備書

表紙・目次

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)

[第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の見解及び事業者の見解](#)

[第6章 方法書についての意見と事業者の見解](#)

[第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告](#)

[第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言](#)

[第10章 環境影響評価の結果](#)

○環境影響評価準備書の電子縦覧 葛尾風力株式会社のホームページ (2/2)

[第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第12章 その他環境省令で定める事項](#)

[参考資料](#)

[要約書](#)

3. 準備書への意見書の提出について

準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

(1) 縦覧場所に備え付けてあります意見書箱にご投函(令和元年7月16日(火)まで)

(2) 当社宛に郵送

〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目9番3号第一松浦ビル2F

葛尾風力株式会社 北田 宛

(令和元年7月30日(火)当日消印有効)

[意見書用紙](#)

4. 準備書の説明会について

説明会は以下の場所・日時で開催いたします。

(1) 浪江町役場 2階中会議室(浪江町大字幾世橋字六反田7-2)

令和元年7月11日(木)14時00分から

(2) 葛尾村村民会館 2F 視聴覚室(葛尾村大字落合字落合16)

令和元年7月12日(金)14時00分から

<お問い合わせ先>

〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目9番3号第一松浦ビル2F

葛尾風力株式会社

電話 03(6441)3643 (担当)北田

← 電話番号変更のご案内

葛尾風力株式会社

東京都港区赤坂二丁目9番3号 第一松浦ビル

Copyright © 葛尾風力株式会社 All Rights Reserved.



○閲覧兼ご意見記入用紙

「(仮称) 葛尾風力発電事業 環境影響評価準備書」

閲覧用紙

ご住所 _____

ご氏名 _____

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。
2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。